

見本

死亡弔慰金・高度障害見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、第2条に定める適用範囲に該当する者が死亡した場合の死亡弔慰金制度および高度障害状態になった場合の高度障害見舞金制度について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、以下に該当するすべての者に適用するものとする。

(死亡弔慰金)

第3条 第2条の適用者が在職中に死亡したときは、別表1に定める金額を死亡弔慰金として支給する。

(高度障害見舞金)

第4条 第2条の適用者が別表2の高度障害状態のいずれかになった場合は、別表1に定める金額を高度障害見舞金として支給する。

(受給者の範囲)

第5条 第3条に定める死亡弔慰金の給付を受ける者の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条ないし第45条の定めによるものとする。ただし同順位者が2人以上ある場合は、別途協議する。

2 第4条に定める高度障害見舞金は第2条の適用者本人に支給する。

(社会保険等との調整)

第6条 本規程による給付は、他の社会保険等との調整は行わずに支給する。

(死亡弔慰金の支給制限)

第7条 次の各号により第2条の適用者が第3条に該当した場合には、死亡弔慰金について減額するか、または支給しないことがある。

- ①自殺の場合
- ②第5条の受給者の故意または重大な過失による場合

(高度障害見舞金の支給制限)

第8条 次の各号により第2条の適用者が第4条に該当した場合には、高度障害見舞金について減額するか、または支給しないことがある。

- ①第2条の適用者本人の故意による場合

(制度の運営)

第9条 本制度を円滑かつ安全に運営するため、住友生命保険相互会社との間に総合福祉団体定期保険契約を締結する。

(実施日)

第10条 本規程は、 年 月 日より実施する。

(別表1)

支給額	区分
万円	

(別表2)

(高度障害状態)
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

